

(7) 原告は、甲6の上段の写真（本件事故現場からオートバイを弟子屈署に移動した後に同署で撮影した写真（乙4の3、甲1の報告書に添付の写真）の一部を拡大したものである。）の枠内の部分（左後部のカウリング部）からは損傷が認められない一方で、同じ箇所が撮影されている下段の写真の黄色の部分は損傷しており、両写真が撮影される間に、弟子屈署員がオートバイに何らかの偽装工作をしたものである、と主張するようである。

(8) ところで、甲6の下段の写真は、実況見分調書に添付されている乙4の4の写真（本件事故現場で撮影されたもの）の一部を拡大したものであると思われるが、そこには、甲6上段の写真中の枠内に相当する箇所の損傷を示す痕跡は何もない。

甲6の写真を詳細に確認すると、下段の写真については、カウリングのプラスチック部に土砂や草と思われるものが写り込んでいることが確認できる。これらがカウリング部の一部の影となっており、原告はこれを破損であると認識した可能性が疑われる。

ちなみに、カウリングの中央部前後の白色ラインが直線であり、カウリング下部の緩いカーブも変形していないことから、破損していないのが明らかといえる。

(9) 以上のとおり、甲6の上段、下段のいずれの写真にも、破損している箇所は認められないのであるから、両者が相違することを前提とする上記の原告の主張もまた、失当である。